＜ 人材開発支援助成金 ＞ （人材育成支援コース）

職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成

※（　）は中小企業事業主以外

○ コースごとの助成額・助成率は次の表のとおり

支給対象となる訓練		経費助成		賃金助成（1人１時間当たり）		OJT実施助成（1人1コース当たり）	
			賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合		賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合		賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合
人材育成訓練	雇用保険被保険者（有期契約労働者等を除く。）の場合	45%（30%）	＋15%（＋15%）	760円（380円）	＋200円（＋100円）	―	―
	有期契約労働者等の場合	60%	＋15%			―	―
	有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合※1	70%	＋30%			―	―
認定実習併用職業訓練		45%（30%）	＋15%（＋15%）			20万円（11万円）	＋５万円（＋３万円）
有期実習型訓練	有期契約労働者等の場合	60%	＋15%			10万円（９万円）	＋３万円（＋３万円）
	有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換等した場合※2	70%	＋30%				

○ 経費助成限度額（１人当たり）は以下のとおり

支給対象となる訓練	企業規模	10時間以上100時間未満	100時間以上200時間未満	200時間以上
人材育成支援コース	・中小企業事業主 ・事業主団体等	15万円	30万円	50万円
	・中小企業以外の事業主	10万円	20万円	30万円

○ 賃金助成限度額（１人１訓練当たり）

1,200 時間が限度時間となります。ただし、専門実践教育訓練については 1,600 時間が限度時間となります

※助成対象となる訓練内容等についてはパンフレットをご覧ください

パンフレット	申請様式	問い合わせ・提出先
令和５年６月版 【PDF 形式 4.2MB】	ダウンロードページ	山形労働局　職業安定部　訓練課 023-626-6106